

## 支給額

野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び千葉市で飲食店等を運営する方

事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数

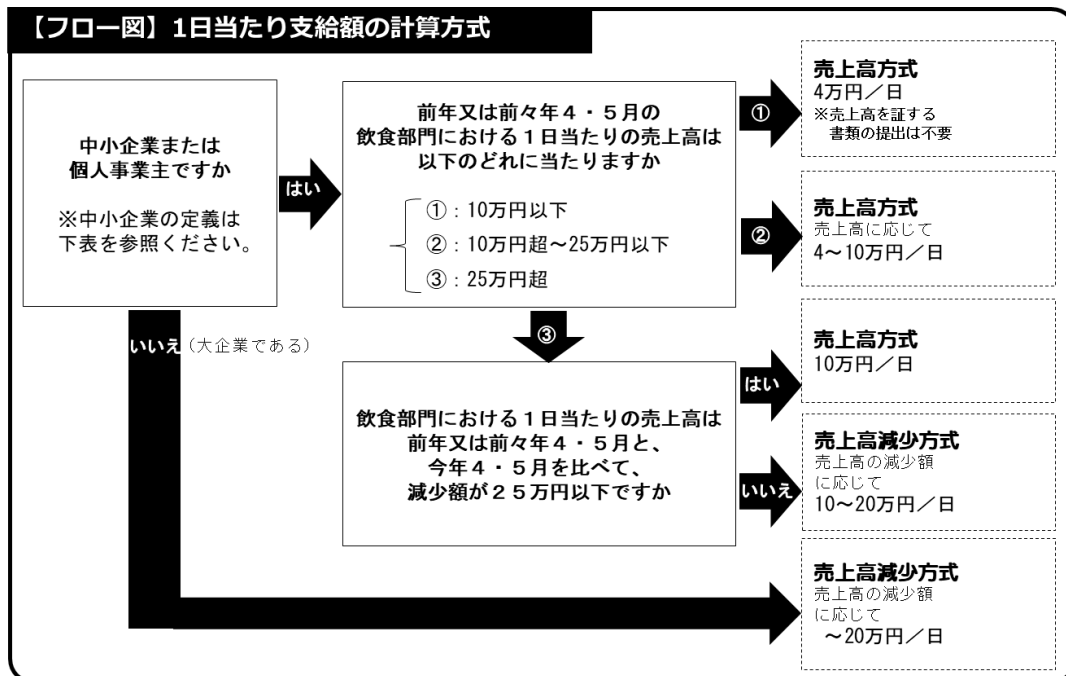
を支給します。

そのため、**1日当たり支給額** を算定した後、**要請に協力した日数** を確認してください。

### 1日当たり支給額の算定

「1日当たり支給額」の算定に当たっては、中小企業・個人事業主と、大企業とで適用する計算方式が異なります。

以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式をご確認ください。



### ！ 注意 ！

野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び千葉市の店舗で、4月20日～4月27日分を「売上高方式(月別)」で算定する場合、「1日当たりの売上高」の定義は同じですが、一部基準となる売上高や係数が異なるため、下表により計算してください。

(※相違箇所: 下線部)

1日当たりの売上高	1日当たり支給額	備考
8万3,333円以下	2.5万円	・令和元年又は令和2年の4月・5月の飲食部門の売上高の合計額が <u>508万3313円</u> 以下の場合が該当 ・売上高を証明する書類(確定申告書等)の提出は不要
8万3,333円超～25万円以下	1日当たりの売上高 × 0.3 (千円未満切上げ)	・売上高を証明する書類として、確定申告書等の提出が必要
25万円超	7.5万円	

【参考】中小企業者の定義(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種(①~③を除く)	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業(売上が大きい方)の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

**要請に協力した日数の確認**

- 4月20日~27日については、4月27日を含む連続した期間であって、県からの要請に御協力いただいた日数分を支給します。
- 4月28日~5月11日については、全期間御協力いただいた場合、14日分を支給します。  
ただし、4月28日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、5月1日までに県からの要請に御協力いただいた場合、11日分を支給します。